

平成29年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 平成29年3月16日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員長	分部 和弘
委員	浦川 圭一	委員	饗庭 敦子
委員	西岡 克之	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

水道局長 木島 英利
(下水道課)

課長	濱 信二	課長補佐	山崎 禎三
係長	相川 沙織	主任	本浦 友恵
主事	藤野 亮		

建設産業部長 緒方 哲
建設産業部理事 松邨 清茂
(産業振興課)

課長 中嶋 敏純 主事 神崎 勇典
(都市計画課)

参事 山口 新吾 係長 永石 大祐

本日の委員会に付した案件

議案第24号 平成29年度長与町下水道事業会計予算
所管事務調査 西港打線の現状と課題について
大型商業施設を取り巻く経済状況について

開会 9時26分

閉会 14時18分

○委員長（河野龍二委員）

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。

平成29年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

おはようございます。それでは、下水道所管の議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算につきまして、下水道課長以下、関係職員によりご説明をさせていただきます。ご審議のほど賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

濱課長。

○下水道課長（濱伸二君）

皆さんおはようございます。それでは、議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。まず、予算書の1ページをお開きください。第2条の業務の予定量としましては、年度末の排水戸数を1万5,740戸、年間排水量は424万5,867立方メートル、1日平均排水量を1万1,633立方メートルと見込んでおります。また建設改良事業として4億811万円、このうち国庫補助対象事業で2億6,639万1,000円を行う予定としております。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出、それと第4条の資本的収入及び支出につきましては、予算に関する説明書の方で説明したいと思いますので説明書の1ページをお開きください。第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益として10億4,470万3,000円を見込んでおります。主なものとしまして、1項の営業収益を6億7,203万1,000円。内訳として、下水道使用料が6億6,904万3,000円とその他営業収益でございます。2項の営業外収益では3億7,267万1,000円。内訳として、預金利息、他会計負担金の1億4,800万円、長期前受金戻入の2億2,372万円及び雑収入でございます。支出では、第1款下水道事業費用10億2,590万5,000円を予定しております。主なものとしまして、1項の営業費用の9億2,132万6,000円でございます。内訳としまして、下水道施設の維持管理費用などに要する費用として、管渠費、処理場費、それと今回、処理場費の中で長与浄化センター維持管理包括的民間委託支援業務の計上を行い、業者選定から決定までの条件整理を行い、平成30年度の委託から実施できないか進めてまいりたいと考えております。それから事業活動の全般に関する費用として総係費、また資産の減価償却費として4億4,596万4,000円を計上しております。2項の営業外費用では9,627万9,000円を計上しております。内訳としまして、企業債利息、消費税等に要す

る費用となっております。その他、3項の特別損失、4項の予備費を計上しております。

続きまして、2ページをご覧ください。第4条の資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入では3億3,618万2,000円を見込んでおります。内訳としましては、企業債の1億9,252万1,000円、国庫補助金の1億4,269万8,000円を予定しております。これは建設改良費への充当分となります。また、受益者負担金につきましては96万3,000円を見込んでおります。支出におきましては、第1款資本的支出6億3,569万8,000円を予定しております。内訳としましては、1項の建設改良費4億1,027万円、2項の企業債償還金2億2,442万8,000円、その他、3項の予備費の100万円を計上しております。1項の建設改良費としましては、1目下水道事業費では、長与浄化センターの長寿命化計画及び耐震対策に係る事業やストックマネジメント計画策定業務、また、汚水管渠などの下水道処理施設に係る管渠の改築更新事業を行う予定としております。以上によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2億9,951万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,852万4,000円、過年度分損益勘定留保資金5,656万4,000円及び減債積立金2億2,442万8,000円で補填する予定としております。

続きまして、3ページをお開きください。給与費明細書になります。給与と手当の前年度との比較表でございます。4ページをご覧ください。給与及び手当の増減額の明細書でございます。下の表につきましては、職員1人当たりに関する状況でございます。5ページをお開きください。給与の等級別職員数でございます。6ページでは期末手当、それから勤勉手当の支給率及び前年度との比較表でございます。また、真ん中の表でございますが、これは退職手当の支給率となっております。7ページをお開きください。平成29年度下水道事業予定のキャッシュフロー計算書でございます。1番目の業務活動による収支3億5,042万2,482円、2番目の投資活動費による収支2億3,718万481円の減額でございます。それから3番目の財務活動による収支、これも減額収支で3,190万7,000円。これらの3つの収支資金額の増減額などにつきましては8,133万5,001円の増収となっております。したがって、資金期末残高を15億5,245万3,978円の想定としております。8ページにおきましては、平成28年度予定の損益計算書でございますが、本年度末の純利益を下から3行目になります8,943万2,349円を予定しております。9ページをお開きください。平成28年度末予定の貸借対照表で、資産の部、資産合計、10ページの負債の部、負債資本合計ともに117億9,049万539円でございます。11ページをお開きください。平成29年度予定の貸借対照表で、資産の部、資産合計、12ページの負債の部、負債資本合計ともに118億174万3,608円を予定しております。13ページをお開きください。会計方針に関する注記を記載しております。14ページは、債務負担行為に関する調書となっております。この表に記載された4項目については、平成28年度以

前におきまして、債務負担行為をお願いしたものでございます。今回お願いする債務負担につきましては、予算書の1ページに戻っていただきたいと思っております。第5条の債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対しまして、平成30年度から平成34年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当分を限度額としまして、債務の負担を行う予定としております。これに伴い、借入資金に対する債務不履行時の損失補償として、借入金の償還期限到来後3か月を経過した日から履行の日までの期間につき、元金及び遅延利息の合計額を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。また、平成29年度から平成30年度までの期間に行われます長与浄化センター改築工事の委託料につき、平成30年度施工分4億2,000万円を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。

続きまして、2ページをお開きください。第6条の企業債の発行につきましては、建設改良事業費に伴う企業債として、1億9,252万1,000円を証書発行により年利5%以内で借入れを行う予定としております。第7条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円と予定しております。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失のこれらのおきまして、予算の流用を可能とすることをお願いするものです。第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費7,145万1,000円及び交際費10万円を予定しております。以上が予算書につきましても説明でございます。引き続き、建設改良事業費による施工箇所及び事業内容について、山崎補佐の方より説明いたします。よろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

それでは、お手元にお配りさせていただいております地図の方をご覧いただければと思います。番号をそれぞれ1から6まで振っておりますので、順を追って説明をいたしたいと思っております。まず1番目につきましては、長与浄化センター改築工事ということで、こちらにつきましては、29年度から30年度、2か年にわたって施工を予定しておる分になります。内容といたしましては、浄化センター建築工事その8、こちらについては、管理棟の耐震補強。続きまして水処理設備その11及びその電気工事設備その13ということですが、こちらにつきましては、処理施設の現在6系列ある中の4系列目と5系列の中での機械及び電気設備の改築更新工事になります。続きまして2番目です。マンホールポンプ制御盤更新工事ということで4か所上げさせていただいております。場所としましては、北側から嬉里谷マンホールポンプ、そして続きまして後川内マンホールポンプ、東高田マンホールポンプ、高等技術専門学校マンホールポンプ、この4か所につきまして、施工が平成10年から13年度にかけて施工された分でございます。耐用年数15年を大きく過ぎてございまして、今回ウェブ監視の現在運用しているシステムの

制御盤とかを更新するように予定をしております。続きまして、3番高田南地区の污水管敷設工事、こちらにつきましては高田越中央線の整備の協議が高田南区画整理事業からございまして、そちらの方への污水管の布設ということで、管径内径200ミリの硬質塩化ビニール管を約150メートルというものを予定しております。4番目、青葉台地区取付管改築工事、これ昨年度から実施をしている分でございます。5番目、長与ニュータウン地区污水管布設工事、こちらにつきましては、現在長与ニュータウンの污水につきまして、全て荒木畳屋の方に下って県道の方にタッチしまして、県道の中に入っている污水管、そちらの方に現在流入しておるところでございます。それにつきましては、昨今上流側の世帯数が増えてきた部分もございまして、ニュータウンの交差点の所の一部が、能力的になかなかきつい状況でございまして、場所といたしましては、ニュータウン中央線の上り上がったところの四差路、バスの回転場の用地がございまして、その前の交差点のところまで分水して、県道側の負荷を若干減らすというふうな計画で今回予定をしております。それから、施工延長としては約70メートル、内径は250ミリの硬質塩化ビニール管を予定しております。6番目、これも昨年より実施している分でございます。長与ニュータウン地区取付管改築工事ということで、約100か所の予定をしております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

これから、質疑を行います。それでは質疑については予算書の1ページ2ページ、合わせて説明書の1ページ2ページまで質疑を行いたいと思います。関連するところがあるので、工事概要についても質疑を受け付けます。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

予算書の1ページの第2条で4番目の建設改良事業のうち、補助対象事業として2億6,600万あります。そして事業はこれだけだけれども、実際、収入を見ると1億4,200万、補助の入ってくる収入としてはそういう計算になりますよね。補助対象事業の費用は2億6,600いくらかばってん、実際の入ってくる補助金の額は1億4,200万、そういう見方でいいんですかね。丸々じゃなくてその差額は町側の手出しであるという、そういう計算でいいですか。よろしくをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

議員の質問にお答えいたします。議員のおっしゃられますとおり、補助対象事業支出分の2億6,639万1,000円中、国庫補助金1億4,269万8,000円、そちらの差し引きした残額は町負担の方で行う予定としております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

説明書の2ページのところで、よくわからないので、受益者負担金と上がっているんですけど、これの見込まれる件数とその内容、どんなことになるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

質問にお答えいたします。受益者負担金96万3,000円算定の根拠といたしましては、年度内に排水設備の申請というものが挙がってきます。下水道管に接続してよろしいか、という工事の伺いになります。それで、受益者負担金の賦課というのが毎年度8月にご本人に納付書が届くような事務の流れとなっております、その賦課のタイミングを外して、その年度の8月以降に出てきた申請ですとか、翌年度分は見込んでおりませんが、28年度の賦課のタイミング以降に出てきた申請並びに一括で支払うことが原則ですけれども、3年に分割して支払うこともできるような制度となっておりますので、27年度の3年目の分と、28年度賦課の2年目分と、そちらを合算しました数字を算定の根拠とさせております。件数の見込みといたしましては、総数39件を予定しております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先ほど地図を見ながら説明を受けて、5番と6番のニュータウンのことが出たんですけども、中央線のところの終点70メートルということを言われたんですけども、どういう所からどういう所ぐらいまでの70メートルなるのか、そのところ、よろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

お答えいたします。四差路の中心、車庫の前です。あの場所の位置から以前豆腐屋があった所、ニュータウンの四差路がございます、県道にタッチする。あちらの方に下って行く側から幹線が伸びてきておりまして、そちらと接続をし直す、そういう予定をしております。その距離数が約80メートルでご理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

豆腐屋と言うと、下って行って左側のことを言ってるんですかね。あの角と言うわけですね。そうですか。それと先ほど所帯数が増えてきたというお話が出たわけですけど、自治会では東区の所に公務員宿舎があって、あれがやまって、あそこには結構所帯数が

あったと思うんですけども、逆に減ったような気がするんですけども、どうですか。一戸建てが今予定されてきているけども、所帯的なことはどうですか。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

課長補佐が説明しました住宅が増えてきたというのは、ニュータウンの関係ではなく、ニュータウンより上の平木場から本川内付近の流入量が県道の方に増えてきたものから、荒木畳屋の所での接続をニュータウンの信号の先の大きな管の方に接続を分けるというような形を考えております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質問があれば。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

先ほどのあれと一緒にするのか、水洗便所資金の利子補給の分ですけど、年間何所帯ぐらい今、申請があっているのか。というのがほとんどもう終えたと思うんです。いわゆる効率的に水洗にして、管を延長してやるというところはほぼなくなってきてるんだろうというふうに理解しているんですね。残りは狭隘なことか山とか、下から管渠を延ばさねばならないとか、要するに効率の問題で費用対効果が非常に取りにくいようなところが多分残ってるんだろうと思うんですよね。そこを無理やり利子補給して水洗便所にするというのは非効率というふうに私は理解しております。それよりも合併浄化槽に替えて合併浄化槽でやった方が、そっちの利子補給というか、水洗便所じゃなくて簡易水洗という考え方ですか、の方が後々の運営のコストの部分で減価償却を考えた場合非常にいいんじゃないかなと思うんですけど、まだ予算計上されてるので、考え方の部分でどうなのかなっていうことをお尋ねしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

議員のおっしゃるとおりだと思うんですが、それに当てはまる部分、例えば下水道以外の処理方法を選ぶというふうな話になると、幾分、下水道法で縛ると制約がございまして、そういった場合は今後ずっと続けていく話になるんですが、下水道区域から外す、というふうな選択をせざるを得んのかなというので、今回の認可申請でも一部端々については、そういった扱いをさせていただくように進めておるところでございます。ただ、現状どうしても、そういう内部の真ん中にあるやつを外すかといったら、それはできない話でございまして、どうしてもアパートとかそういった形で、まだ未水洗で辛抱されている方々とか、建替時期を待っているとか、というふうな個々のご事情がある関係で、全くそちら側にシフトするという、そういう整理がつくかといったらつかない状況でござ

ざいます。そういった形で、こちらについてもまだ準備をしとかんばいけない部分になりますので、今回も上げさせていただくということでご理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

そういう部分は非常に理解ができます。全く課長補佐が言うように、中心部にあって、まだ下水道管が来てないという所は、私は今、課長補佐の答弁のとおりでいいと思うんです。ただ、両サイドというか山の上とかそういう所で、もし今からそういうふうな形でしようと思うんだったら、今答弁でおっしゃったように、一部下水道区間を外して合併浄化槽に替えていくという、そういうのが非常に望ましいというふうに思いますので、今後ともそういう形で是非していただければというふうに思います。次にもう1つ、2ページの7条のとこの利子補給のところ、借入限度額が5%以内という借入となっていたんですけど、これ限度額は3億ですよ。5%以内となっているんですけど、現状は貸出金利というのは非常に低下しておりますので、もう少しこの5%を例えば3%とか、以内で借入というふうに定めた方がいいんじゃないかなと。5%以下だったら1%でも0.5%でもなんですよ。民間金融機関ですか、これは。それとも国が絡んだ金融機関なのか、もし民間だけで借入するというのであれば、ここの利息の数値はもう少し下げた方が現実的じゃないかなというふうに思いますけど、いかがでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

議員の質問にお答えさせていただきます。議員のまずご質問ですけれども、こちらの起債の借入は民間からの借入ではなく、国、財政融資資金でありますとか地方公共団体金融機構からの借入を予定しているものであります。現状27年度の起債を借入した際の利子が0.5%で、本年度28年度の起債借入分の手続はもう済ませておりますが、そちらの利率に関しましては0.7%と。現状残っております起債残高の内には、高利率の利率の分も残っております5%近い利率もありはするのですが、現時点での状況といたしましては、確かに低利率になってきておりますので、5%以内という、こちらの定めを満たしているものの方が現実的ではないのではないかとご指摘、もっともなことであると思います。ですので、こちらを、では何%にすればいいのかという問題は、利率の変動というのは非常にこちら町サイドの方で操作がきくものでございませぬので、今後、企業債の利率等、予算書で定めて承認をいただく場合には、現実には即した利率というものを検討しながら、予算の策定に努めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今私が質問させていただいたのは、利息というのが現状の0.5とかと言われていたんで、それに即したもので借入があれば、別に問題はないというふうに思います。それともう1点、5%と表示することが果たして妥当なのかなということなので、そこも今後の表示の時、勘案していただければというふうに思いますので、以上です。答弁要りません。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

大きなこととか、今後の未来とか、今の浄化センターの敷地も国からのあれで購入して、グラウンドで使用してますよね。これから先々の下水道のセンターの設備及びまた利用度とか、あのグラウンドがずっと空き地でいくのか、また何か建替のために残しているのか、どういう形で、あれが今後利用されていくのかも、浄化センターとして利用しなければ、何らかの方法でのまた利用方法もあるかわからんし、やっぱり国からのあれだから閉鎖するまでそのまま残しとかんばいけないのか、そういうところの今後の浄化センター及びまた下水道事業についての方針をお聞きいたします。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

浄化センターの現在グラウンドで利用されている用地につきましては、2次処理を現在、下水道処理で行っているのですが、3次処理までの高度処理の計画がありまして、その計画によって用地を取得しているような形になっております。現在、大村湾の水質改善ということで、その辺の環境基準が変わってきております。また、行く行くは高度処理に取り組んでいくような形を考えておりますので、高度処理施設を建築するような形になるかと思っております。それと合わせて、今の現在の施設の建替を行う時にも、建替の移設場所の関係で、その利用も考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

その高度という3次処理ですか、見込みとしてどうなんですか、ずっと今まで聞いておったんですけど、具体的にやっぱり取り組んでいく姿勢が出てくるのかどうか。どうですか。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

先ほども申しましたような大村湾の水質基準が改正になってきておりますので、それに合わせて、どうしても下水道の排出基準を高度化していかないといけないということで、現在すぐという形ではないんですが、補助事業とか、その事業等合わせまして計画

をしていかないといけないと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

もし、そういうのに取り組むとしたら、総事業費としてどれぐらいの設備というか、何かそういう試算か何かしてるのですか、わかっておれば。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

処理の工程、あと工法、そちらについてまだ決めかねている状況でございます。当然、ああいう大きな構造物になるものですから、何十億から何百億、200数十億とかいうふうな結構な増減がある数字が飛び交うのかなというふうに思うんですが、はっきりこうお示しできるような金額までは、まだ算出しておりません。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

現在は、全国的にそういうのにどれぐらいの自治体というか、が取り組んで、実際、運用というか運営というか、やってるのかわかってますか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

全国での話は把握しておりませんが、大村湾流総計画という、そのものが大村湾に放流している自治体に関係しておりまして、そちらが対象になります。その中で、大村市はもう取り組むというふうな話を聞いております。ただこちらにつきましては、時津町と、その辺は足並みを合わせてというふうなことです。あと改築更新事業との絡みもございますので、今後、高度処理施設につなげられるような計画も、今、立てようとしておりますので、その中でタイミングを見計らって。あとはどちらからとかです。国庫補助だけではなく県の事業でございますので、県の補助を上乗せしていただけるようお願いをその辺も、行っているというふうな形で考えているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

改めて、この資料の中から質問させていただきますけども、資料の3番の高田南地区排水工事ですけども、これは高田越中央線に付随して同時にやるんだということですけども、高田越中央線から抜けてきた所から、途中で左の方に左折してヘアピンじゃないですけど、こう戻ってくるような形になってるんですが、この向きは高田中学校の外

周道路に入れていくということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

現在計画している所が、高田越中央線の上り上がった所から、川平有料道路側、どちらとも下がっていくんですけど、自然流下で取り込むという関係上、計画先としては、高田中学校の外周道路、議員のおっしゃるとおり、そちらに今整備されている部分への接続というような形で計画をしております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ここの隣地で、椿林の区画整理が計画をされていると思うんですけども、その計画、これは、外周道路は椿林ではいじらんという計画ですか。もしいじって高さとか変えることがあると、またマンホールの高さとか深さとかが問題になってくると思うんですけども、そこら辺は協議をされて計画をされているのか。お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

椿林の組合とは直接は協議等しておりません。ただ、資料で以前いただいた分がございまして、そちらを確認したところ、問題はないのではないかというふうな判断の下に計画を進めようかなと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

曲げて施工する外周道路の部分については、どっちみち管だけ布設して流しはせんわけですよ、何年も。とりあえずは。そうであれば入り口のところで止めとって、後々区画整理がはっきりして、その段階で道路の拡幅もあるかもしれませんし、当然、私はあそこ下の道路と車で行けるような形になるのかなという気もするんですけども、そういうのははっきりしてから、入り口のところでとりあえず止めとって、その設置の事業負担も、また事業者とも協議をしながら、その方がよろしいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。どうしてもせんばならんとですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

議員のおっしゃるとおりです。これにつきましても、ここを整備しますというふうな相談の中で、一応、フル規格でどこまでどういうふうな施設を整備すればいいのかとい

うふうなので今予定をしておりますので、当然工事の進み具合とかでスケジュール的に前後したりと、最悪かかれないこともあるかと思えます。こちらについては、そういうふうな危険性じゃなくて、そういうふうな予定もはらんでいるところでございまして、ただ、今現在、予定をしている箇所ということで上げさせていただいておりますので、場合によっては、決算の時にはこの分が上がってこない可能性はあるかなと。あともう1つ、おっしゃるとおり触る可能性がある、形状が大きく変わる可能性があるところについて、わざわざ難しい工法で深く入れたりとかいうのは不経済でございますので、そういったものを見極めながら、施工量の調整もしたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

是非無駄な工事にならんように対応していただきたいと思えます。それと14ページの債務負担行為に関する調書の中で、システムリース料をこれは何年か分で、下から2つの分ですけども、上のやつが26年度から28年度までで、下が平成29年度から31年度までですか。これらの契約の仕方といいますか、例えば、上のやつであれば26年、3年分まとめて契約をされて、その契約の中で何年分の支払いがいくらとかっていう決め方をされておるのか。それとも、ここで債務負担の承認をとられて、契約自体は年度ごとに1年ずつ契約をされているのか。どういう方法でやられているか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

質問にお答えいたします。やり方としては、議員がおっしゃった後者の方かと思われまます。数年間にわたって総額の概算を取ったところで、実際の契約におきましては、単年単年の1本で行うと、そういう形となっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。ページ数は最後の14ページまでいきたいと思っておりますので、全体的に質疑、構いません。質疑、受け付けたいと思えます。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

まずもって、木島局長今度退職ですね。お疲れ様でした。最後に嫌な質問を少しさせていただきます。まず1つは、今の処理能力の中で、今6系列でやって今回4系列の電気工事が発生しています。6系列で今の人口想定の中で能力的に足りるのかどうかと、今後の問題です。先ほど同僚議員の横の空き地の部分も含めて、あれは系列を増やす、さっきは高度の計画の処理ということだったけど、当初は系列をずっと増やしていくための土地の購入ということで、僕らは理解していたんです。ですから、今後の計画と今

の処理能力でどれくらいの部分まではカバーできるのかということが1つです。それから浄化センターの管理棟の修理ということで、今回建設の改修工事が出ているということだったんですけど、これは何年か前もまたやったような感じがするんですけどね。これはどの辺の具体的にどういう内容かということです。その2つをお尋ねしましょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

処理能力につきましては、今回予算の中で1日平均排水量を1万1,633トンというのを挙げさせていただいておりますが、これが平均値で、最大値になるとこれが動く話になるんですが、そういった形の話の中で今の施設規模といたしましては、十分余裕があるような形にはなっております。元々人口は、昨日お諮りいたしました、まで耐えられるような計画で、当初計画されて、今、水処理施設についてはそこまでのものができ上がっております。もう1つですけど、管理棟の改築につきましては、耐震補強を行うような内容になっております。ですから、中に入って壁厚とか梁を大きくしたりとか、そういった作業になる予定です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そしたら、僕はさっきの管理棟の件は、この耐震ということでわかりましたけど、何年か前に壁を作ったりというような工事が出とったみたいだから、また別にその部屋を作ったりするのかなと自分なりに考えたもんだから質問をしました。それと、さっきの6系列の話ですけど、要は昨日おとといに処理人数がわかったんですけど、それで十分耐えられるかと。しかし今後、人口的にマックスで、それが耐えられるかという質問を僕はしたんです。今、答えていただいたので結構です。それとあと、ここ10年ぐらいずっと言い続けとった、要は維持管理費の委託については民間に来年30年度から、随意契約ではなくて公平な入札が予定されるというふうに僕は理解したんですけど、そのような理解でいいですか。

○委員長（河野龍二委員）

濱課長。

○下水道課長（濱伸二君）

はい。一応今の時点での予定では、9月ぐらいまでには大体その内容について条件を整理して業者選定の方に移っていけるような形で29年度のうちに進めていきたいと。で、30年度の委託契約から入れるような形に、業者の選定とかそこら辺の業者の方に公表して、指名の募集を受けたいという形で考えております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

いや、それはもう大変いいことだと思います。もう私は10年ぐらいこれをずっと質問しているんです。そして、理事者側の回答としては、要は、毎日下水とか水は欠かせないから、なかなか業者の変更ができないという理由でずっといったんですけど、要はマニュアルづくりが2年ぐらいかかるということ私たちはちょっと聞いたんですけど、やっとそれができたということで、これで今の業者が悪いとかいうことじゃありませんので、決して。それは誤解しないでください。要は競争原理の中で公正な戦いができるということで、そういうふうなシステムを作っていただくということで、30年からやれるということで理解をしとっていいですね。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

今年度包括的な契約に対する委託契約を上げておりますので、その段階を見まして、30年度から取り組めるように検討を進めていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

11ページのとこなんですけど、未収金が昨年よりかなり増えて、それに伴う貸倒引当金も増えていると思うんですね。ということは、これは下水道料金を払わない人が増えたということで理解していいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

議員の質問にお答えいたします。まず1点目、未収金の増加要因に関しましては、本年度、29年度当初予算は、28年度当初予算と比較いたしまして、下水道使用料の予算額、収入増の見込みで上げております。毎年度毎年度、3月分の支払いというのはどうしても翌月まで、口座引き落としのタイミングですとかご本人の支払いのタイミングで、一定の割合というのはどうしても残ってしまうもので、その部分で下水道使用料の予算額を上げたために、28年度の貸借と比較しました未収金の額が増えているというような形になっております。2点目、貸倒引当金の増加原因といたしましては、貸倒引当金といいますのは、回収の見込みが難しいと想定される破産更生債権というものを算定いたしまして、そちらが万が一回収できなかった場合に、こちらの貸倒引当金と相殺する形で未収金は消すという処理を行うんですけども、29年度の予算貸倒引当金の試算をするに当たりまして、下水道使用料をお支払いいただいている中で、営業の用途で使われている方で、一部未収金が残っていらっしゃる方がいまして、毎月毎月一定の支払い額はいただいているので、以前まではその破産更生債権の算定のリストの中に入れ

てなかったんですけども、こういう時代ですので、毎月の支払いをいただいているからといって、特に営業の用途で使われている方に関しましては、いつ、最悪の場合、倒産というような事態になった場合に貸倒引当金の方で備えておきませんと、未収金と相殺することができませんので、本年度予算化は当該、営業用途に使われている方の分も破産更生債権のリストの中に入れて貸倒引当金を算定したため、28年度の貸借対照表と比較して貸倒引当金を増額しているという理由でございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

それは約倍ではないですけど、かなり増えているんですね。営業用というのは1件だけじゃないですよ、この増え方だったら。かなり去年より倍増近くの引当金を引けているので、そうなのかなと思うのと、もう1つ、未収金の場合は去年より下水を利用されている方は少ないのではないのかな、少ないというか去年と同等量でしょう、確量的にはあまり変わってないと思うんです。これだけまた、これもかなり増えているので、今の答弁では、年度末の分が4月をまたいで云々という答弁だったんですけど、量的にあまり変わってないのに増やす理由というのがあるのかなという、もう一度、その2点についてご説明をください。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

予算書1ページの第1条の方に年度末排水戸数というのを挙げさせていただいているんですけども、28年度末の排水戸数といたしましては1万5,629戸で挙げさせていただいておりました。そちらと比較いたしますと111戸の増加でございます。加えまして、予算に関する説明書の1ページ、下水道事業収益、営業収益の下水道使用料の部分でございますが、こちら、28年度の予算といたしましては6億4,281万2,000円計上させていただいておりましたところ、29年度予算におきましては、6億6,904万3,000円計上させていただいております。こちらから見ますように、調定額として、かなり2,000万増で予算を上げさせていただいておりますので、一定の割合としては、先ほど申しましたとおり未収金が残るという想定を行っております。続きまして貸倒引当金の件につきましてですが、営業用途で使われている方の毎月の使用量が200～300トンありまして、毎月の使用料だけで、もう10万円近くの使用料がかかっております。もし、そちらが回収できなかつたらと考えますと、3、4か月分残されて倒産された場合は、ほぼ倍近くではないですけども、かなり大きな額が回収できなくなる恐れが出るということで、こちらの貸倒引当金がかなり大きく増額になった理由となっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

今年度も改築やら維持管理やらということで予算計上されておりますけども、どこの自治体でも下水道事業関係は効率稼働、やはりコスト削減かなというふうに思います。そういった中で、明日ですか、長崎下水道連携協議会が発足されるというふうに思いますけども、県を含む16市町となっていますが、その中で長与町が含まれているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

長与町も含まれております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

17年度18年度、それぞれ事業計画があろうかというふうに思いますけども、今後、広域化に向けて長与町も検討していくというふうに認識してよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

今後は、この16市町で協議会を開催しまして、その中でどのように進むかという形を検討を進めていくような形になりますので、今の段階では、どのようなふうに進むのかというのははっきりお答えができないような状態になります。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

はい、委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私は説明の中で、以前も説明していただいたのかよくわからなかったので、ストックマネジメントという言葉が出ましたよね。それがどういうものかというのを確認させていただきたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

昨年度下水道法が改正されまして、従来、改築更新事業を行うにあたって長寿命化計画を立てなさいというふうな流れでございまして、それがストックマネジメント計画に

鞍替えになっております。大まかな意味で言うのですね。それが従来の長寿命化計画より1段進んだ精度が高いものになっておりまして、そちらにつきまして、今年度から基本計画に着手をしております。長与町で、これが一応今の予定としては、3年ででき上がらないかなというふうな予定でやっているんですが、管渠の状態、また処理場の状態、その辺を全て把握しなさいというふうな内容になっておりますので、そちらにつきましても、他市町村の状況を見ながら整備なり策定を進めていくような予定でおります。ただ、今後はストックマネジメントを策定、整備しないと、国の改築更新事業は、国の補助をいただけませんので、今現在暫定期間ではあるんですが、なので今後はこういった文言が、下水道関係についてはあちらこちらで出てくるような話にはなるかと思えます。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先ほど同僚議員から説明がありました下水道広域化の意見でも、私なりの思いですけど、やはりこれだけ長与町は下水道を他市町に先駆けて進められて、広域化となるとデメリットの方が非常に大きいのではないかなと。まだまだこう進んでない自治体との協働となると、非常にそういうふうなところを懸念するんですけども、その辺はどう考えてらっしゃいますか。

○委員（分部和弘委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

地域の広域化という面だけではなくて、各施設の汚泥とか、そういう処理の共同化とかいう面も含めたものと考えております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

その辺が、ずっと協議の中で出てくるところだというふうな形で捉えていいんですか。結局、汚泥の処理を各施設で対応していくということで、長与が例えば処理できない部分もそういうふうにやっていただく可能になってくるところの考え方でよろしいですか。

○委員（分部和弘委員）

濱課長。

○下水道課長（濱伸二君）

今回の協議会の趣旨を申しますと、小規模の処理場が長崎県内は多いということで、長崎県が主導になって、そういうところの悩みを集めて全体で解決できないかという形で、協議会を発足したと。例えば、今のところは、汚泥の処理につきましても消化ガス

を発電して再生エネルギーができますよという形になっているんですけど、小規模な団体にとって、そういう施設を設けられないという形で、広域化してそういう処理ができないかという協議を進めていきたいということで、行う予定になっております。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時33分～10時44分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。所管事務調査、大型商業施設を取り巻く経済状況についての件を議題といたします。一定説明していただく資料を準備していただいております。この資料に基づいて説明をお願いしたいと思います。

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

おはようございます。それでは、今年開店予定のイオンタウン株式会社から提出されております大規模小売店舗立地法に基づく届出につきまして、配付いたしております資料によりご説明をいたします。この届出は、平成28年9月28日付けで長崎県知事に提出されておまして、その後、平成28年10月11日から平成29年2月10日までの期間におきまして縦覧を行ってきております。既に皆さん方もご承知かと思っておりますけれども、配付しております資料につきましては1ページから2ページまでにつきましては、平成28年10月28日と29日にイオンタウン株式会社が行いました大規模小売店舗立地法第7条による説明会の折に配布されました資料を添付いたしております。次に、3から4ページにつきましては、当該届出に対します長与町から県の方に提出しました意見書として長崎県において公告縦覧をされておりますので、そのコピーを添付

しております。それでは、1ページよりご説明をいたします。届け出事項の概要でございますけれども、1番目の大規模小売店舗の名称及び所在地でございますが、名称は仮称イオンタウン長与、所在地は長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字西田369番4他69筆となっております。2番目の大規模小売店舗を設置する者でございますが、設置者はイオンタウン株式会社となっております。3番目の当該大規模小売店舗において小売業を営むものでございますが、マックスバリュ九州株式会社とその他は未定ということになっております。4番目でございます。店舗面積でございますが、合計しまして5,523平米となっております。5番目の開店予定日は、平成29年5月29日とされております。6番目の大規模小売店舗において、小売業を営む者の開店時刻及び閉店時刻でございますが、マックスバリュ九州株式会社が24時間、その他は未定の店舗でございますけれども、開店時間が午前9時、閉店時間が午後10時となっております。次に7番目の駐車場の収容台数でございますけれども、駐車場①282台、駐車場②68台、合計350台となっております。次のページに図面をつけておりますけれども、図面を横の方にしてご覧いただきますと、中央の広いスペースが駐車場1ということでございます。道路を挟んで左上の方と言いますか、それが駐車場②でございます。それでは1ページにまた戻っていただきまして、8番目の来客が駐車場を利用することができる時間帯では、駐車場①②とも24時間となっております。次に、9番目の駐車場の出入口の数でございますけれども、駐車場①が2か所、駐車場②が1か所の合計3か所とされております。次に10番目でございます。駐輪場の収容台数でございますけれども、施設内に合計5か所用意をされておまして、合計で99台となっております。次に11番目の荷さばき施設の面積でございますけれども、施設内に9か所設置されておまして、合計で330.5平米となっております。次に12番目の荷さばき施設について、荷さばきを行うことができる時間帯がありますけれども、マックスバリュ本体棟がございすけど、周辺に位置しております荷さばき施設1、2、3、8というのがございすけど、そちらが24時間、その他はその周辺にありますけれども、午前6時から午後10時とされております。最後に13番目でございます。廃棄物の保管施設の容量でございますけれども、施設内には合計6か所設置されておまして、合計で52.8立米という容量を確保されております。1ページは以上でございます。

それから2ページでございますが、繰り返しとなりますけれども、これも説明会用に配付をされておりました図面を添付いたしております。続きまして3ページをお願いいたします。ちょうど中ほどからになりますけれども、こちらは長与町から長崎県に提出いたしました意見書が大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見としまして、長崎県において公告されておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。以上で資料の説明を終わります。

○委員長（河野龍二委員）

ありがとうございました。

それでは、質疑を行いたいと思います。大体資料に基づいての質疑か、あと皆さんが感じる事があれば、質疑をしたいと思います。質疑ありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

これから見ると、平屋建てとか2階建てとか表示していませんけど、そちらでわかっている範囲内で、平屋建てなのかあるいは一部2階建てなのか、そういうのがあったらよろしくをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

お聞きしているところでは、建物の構造があるんですけど、だいたい平屋建てということでお伺いしていますけれども、その2階建てに見えるような建物といますか、どういったらいいですかね、構造として2階建てというような形もあるようでございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

意見書にありますけれども、バス乗り入れ関係ですけれども、バス停は場内に乗り入れの考えか、町道の付近にバス停が来るのか、そこら辺申し出時にどういった場所を指定したのか、ただ乗り入れという感じなのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

この届出書でも、場内に乗り入れるというようなことで記載をされておりますので、そのようなことで理解をしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

住民の皆さんからも交通渋滞が非常に懸念されるというところで、今、その橋もでき上がって信号機も両方付くかと思うんですけども、信号機が両方付くことによってより混むんじゃないかというふうなことも言われるんですが、その交通渋滞に関しては、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

確かに皆さん町民の方も全てそういうご心配というか、ご懸念というか、あろうかと

思います。多分開店時にはやはり集中しますので、そういうことが発生するということも予想されておりますけれども、事業者の方では、設置者ですけれども、指針に基づきまして、そういう書類といいますか届出内容になっておりまして、十分対応可能というような届出内容でございますけれども、もしそういう渋滞が発生したら、その事業者の方で何らかの措置をされる、解決方策を探られるということになっておりますので、そういう対応を行うものと判断しております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

休憩で議論を深めたいと思います。

休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

それでは、以上で本所管事務調査を終了いたします。どうも所管の皆さんにはお疲れ様でした。ありがとうございました。

場内の時計で1時まででいいですか、休憩は。1時まで休憩いたします。

（休憩 11時15分～13時00分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

所管事務調査西高田線の現状と課題についての件を議題とします。まずは、現地を確認しに行きたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

現地を確認させていただきました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、確かに見させてもらって、両側の歩道は3メートルということでお聞きしたわけですが、今からいろんな取り組みをするわけでしょうけども、取りかかりの年度とか、そういうのとか、あるいは移転補償とか、あるいはそれを含めた工事とかの金額なんか出ているのですか。その長さ、延長です。もしわかっとなら、その計画の中身をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今のご質問ですけれども、本会議でもお答えしたように、今、拡幅に向けての協議の方を県とJRとか、そういったところの協議を進めております。今現在の都市計画決定とかしている分、それと事業認可とかそういうところの変更の手続を年度内29年度内に整わせて、できれば用地、先ほど移転の所もあったと思いますけれども、そちらの方に入っていければいいかなと思っています。それで、工事に関しては用地の移転が先に進まないとは拡幅はできませんので工事に関しては次の年度ぐらいかなと、早くてですね。あと工事の延長につきましては現地を見ていただくとおり、県道の方から踏切まで約25メートル程度あります。それから、先ほどの和楽団地の入り口の所までの延長を今のところ第1段階としては考えておりますので。それともう1つ、事業費については、現在まだ詳細設計を行っておりませんので、事業費の方はまだ出ておりません。

以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

前に戻るようだけど、都市計画決定、道路の決定をしていますよね。あれにはまだ結局、天満宮の方に抜ける、いわゆるオーバーするやつの方はもう変更してしまったんですかね、それともまだ残っているんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

現状では、今のループ橋も残っています。西高田線も17メートルでずっと残った状態です。それを変更するに当たり、先ほどから言いますとおり歩道の幅員をちょっと狭めようと。これは道路構造令の中に指針であるんですけれども、普通道路であれば交通量調査をします。歩道の幅員も、歩道を使っている人の調査をして、そこで歩行者が多いとか少ないとか、そういったところで決めるようになっていきますので、その中で幅員を縮めたいというところで、今、計画をしております。それとループ橋ですけれども、もう何年前ですかね、以前からループ橋はもう無理だということで、多分議会の方にも報告しているだろうと思いますけれども、そういったところでループ橋を廃止したところで、計画決定の変更の手続に入ろうと思っています。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

だから、既存の中では、今ループが入っているわけですね。現地を見ても交通渋滞の面から見れば、基本的に解消はまず難しい。要は結局増えるから。33号線の取付道路がもう長さが決まってしまうから。そうするとループ橋が無理と言いながらも、もうレールをオーバーするか、もしくは平行して206の方に逃がすか、もうそういう方法しか渋滞対策にはならないと思うとです。その辺の考え方がもう少し検討することが必要なのかなと思うとです。ループ橋にしても、その地主とかやっぱりそういうのはおられるし、金額的にもやっぱりものすごくかかるし、JRとの協議もかなり厳しいだろうし、それはもう重々僕らも長いからわかっているわけです。しかしながら、渋滞対策ということを、安全対策は今のことでわかるんだけど、渋滞対策から言ったら、どこかの方に抜けるような形を今作つとかなないと将来的にはかなり難しくなっていくと。その辺についての考え方がもしあれば、多分難しいと思うけど、その辺があれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今竹中議員が言われるとおり、渋滞解消とすれば、当然ループなりオーバーなりアンダーなりで県道に行った方がいいのかなと思います。JRは直接横断していかないんで、そちらの方が安全かなと思いますけれども、今の現状からいけば、あの中でループというのはもう多分不可能だと思います。今の計画の場所というのがちょうどパチンコ屋があって、ちょっと先の所から県道の方に行く所が1番、県道の方が高い所に取り付けるようになっていますので、そこが1番ベストな位置かなと思いますけれども、地権者とかおられて、そこにいくら時間掛けても、今の現状の高田の踏切の安全対策は先に進まないです。だから、先ほど現場の方でご説明したとおり、歩行者の安全確保と車の安全な離合を考えると、今の高田踏切、ループ橋ができたとしてもあの高田の踏切は潰すことができないと思います。だからどちらを優先するかとしたら、歩行者の安全確保と車の安全な離合です。それと大事なところで、安全対策で国道206号の方に出した方がいいのかなというのは当然あるかと思いますが。ただし今の現状では、そこまで事業費をもってするというのは、なかなか困難に近いところがございます。おまけに長与だけの話ではなくて時津の方にも話をしなくちゃいけないし、下手すれば長崎市の方に出すとしたら長崎市の方とも協議をしなくてははいけません。だから、その事務手続とかいろいろ考えれば、實際上そこにどうしてもいるということであれば、その三者で協議をして先に進めれば済むことであって、今現状でいけば、今の西高田線の都決の変更、これだけを今、担当課としては考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、理事が言ったのは、よく僕らもわかってるんですよ。ただ、今安全対策はもちろん早急にするわけだけど、将来的にはやっぱり時間がかかってもそういう構想を持ってやっておかないと、もう未来永劫道路はできんわけ。だから、その辺は私が考えるのは点線で、振興計画まで載ってなかったけど、要はその将来的なビジョンの中で、レールと並行して道路を作ったような感じがします。だから当然金もかかるし、今のあれでは予想ができないけど、構想として持って道路を作る目標をもっとかないと、道路はもう100年の計でやっぱり最低でも20年かかりますから。だからそういう構想もやっぱり作っとく必要があるんじゃないですかね。と思うんですけどね。もう少しその辺を。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

当然マスタープランの方には、今言われたとおり都市計画道路としての位置づけはないです。ただ、西高田線の先に点点点という計画的な道路網というのは計画には載っておりません。ただし、この分で県の都市計画とかそういったところと協議した経緯はございます。その時に高田線は渋滞の感覚がないと、県の考えです。当然そうです。渋滞しているのは赤迫の交差点と、今でいけば高田越の交差点、ここの元凶はどこにあるかと言ったら206なんです。206の道の尾口というあのパチンコ屋の所、新たな所ですね。ここの交差点が混むんで高田越の踏切まできてるんです。だからいくらそこに路線つけても間違いなく新たな道も渋滞してきます。それを考えると、今県の方がやられてる西彼杵道路とか南北線とか、そういったところの計画に合わせて、今度は長与から出る車がどちらに行くのかな、要は時津方向に行きたいのか、赤迫の交差点からですね。時津方面に行きたいのか長崎市の方に行きたいのか、ここを見極めたところで206のどこにつなげるかという協議は今後必要かなと思いますけれども、現状でいけば高田線と平行しての新たな道路というのは、県の方も考えてないようでございます。ただし、206の時津側、要は今の現状を見れば、道の尾口の交差点というのは、ほぼ9割近い車は全部右折です。新たなパチンコ屋から右折、この右折する車どこ行くのかずっと見とったんです。そしたら、右折して時津方面に行く車と今度は滑石の方に行く車と、大体半々ぐらいの車両の通行区分でなんです。であれば、ほぼそちらの方に行く車が多いので外短の入り口とかそういった所の計画もあっていいのかなと思いますけど、そこらも今後計画していいのかなと思います。ただし、今というのはちょっともう考えられないと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

現状は、今理事が言うとおりで僕も理解してますよ。だけど県の考え方としては、西彼杵道路を今また、松山の方から拡幅計画を早期完成に向けて練り直しているわけだ

から、要は206号の渋滞緩和も考えながらやっておるわけです。昔は、今の個人名を言っただけで申し訳ないんだけど、こちらからドンキホーテかな、あそこに抜ける道を考えていたんです。どういう工法になるかわからない。だから今すぐはもちろんできないけど、今からの将来的に長与町が考えていかんといかん道路計画というのは、やっぱり今もう抜け道が2つしかないから、要はその首根っこが狭いから、やっぱりあと1本ぐらいの道路は考えておく必要があると思う。これは今からのことだから、今の財政力とか今の現状でできると僕も思ってない。だから将来的なことで、そういうことを常に県とずっと話し合いをしながらやっていただきたい。一応、そういうことで要望しておきます。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

踏切だけ考えた場合、踏切だけでも先に広げるのか、やっぱりもう全体的になって一緒にやるのか、そここの踏切、何かこう高く上って行かんばいかんと言っただけで済ませよう、歩行者もですね。だから、そこだけでも早く踏切だけでもする予定なのか、それとも、やっぱり全体的にやっていって初めてやるのか、そここの取り組み方をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

先ほど現地に行って見ていただくとわかるとおり、踏切だけを拡幅しても、渡ってしまったら家なんです。だから先ほど、ここの移転がかかりますよねと話をしました。移転がなからんと、同時に踏切まで一緒に拡幅ということをしないと、先に踏切だけというのは、もう踏切渡っても家しかないの、ちょっとできない。だから移転が先だろうと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

確かに、今、現状そうだけど、結局ちょっと段差がブロックみたいなのがあったね。あれを上ってから行かんばいかんと言っただけで済ませよう、手前側の方だけでも、少しでも何かする余地があるのかどうかと思って、仮に。やっぱり滑って足をくじいたとかなくてもよくないもんだから、ちょっと引っ込めて、そういうのが1メートルでも先に、仮にする予定、取り組むか、それがどうなのかと思って、できるのかできないのか。結局、そこに段差を渡らんばいかんと言っただけで済ませよう、赤いのを塗ったけん。それもあってもいいかなと思ったりして、尋ねたんですけども。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

あの段差というのは踏切の中にはないんですね。当然、踏切の県道側の方しかないんですけど、そこを仮に外したとします。そしたら今度は踏切の中の平坦な部分というのと一緒に拡幅しなくてはいけないんで、これはJRの工事になってしまうんで多分JRは無理だろうと思います。だから今の現状のまま、次、工事にいく時には全部取っ払ってというところになろうかなと思いますけども、JRの方をお願いしてそこだけ取っ払っていただければいいかなと思うんですけど、取っ払っても多分JRはその段差の分、縁石の部分を今度はずらして作るように、今度は多分されるだろうと。あるいは線路中に落ちないような縁石なんで、車とかそういったところが落ちないようにするんで、どっちみち、それはまたずれたところで作られるかなと思いますけど、踏切の中の幅員自体は、また改良しないとイケないんで、そう簡単にJRはうんと言わないんじゃないかなと思います。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ということは、縁石というかあその構築物というか、そういう部類はJRが設置したということになるんですかね。それとも道路設置者の方なのか、そののところを確認します。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

当然あの部分は、JRの方の施工管理だと認識しております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今後、都市計画決定を変更してということですけども、今17メートルで計画をされているものを、当然幅員もいじるということで理解をしているんですが、できましたら、要は車道部分は変えないんだらうと思うんです。基本9メートル、路側帯含めて9メートルということですね。あと歩道をいくらにするかということ、歩道ここをもうよくよく考えていただいて、なるべく無駄なでかい歩道を作らんようにして、単位当たりの事業費を下げ、できれば先にどんどん進めて作っていきけるような、そういう感覚でやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今言われたとおり、先ほど道路構造令の改正といったところで歩行者の数によってということを行いました。そこでいくと、最低でも2.5の歩道の幅員があればいいんです。ただし、この後に西高田線に沿って大きな団地開発とかその和楽団地の方に上っていく道というのがあります。そこで、どうしても右折帯をとりたいとかなると現状の幅員の中で、端端もう家が建って決まってくるので、そこの中でもう1本右折帯ができるような所で、とれるような幅員と歩道を縮めた分とちょうど抱き合わせたところで、ちょうどいいところの幅員を決めた方がいいのかなと。一旦、道路を作ってしまうと、そこからまた拡幅となると、更にまた用地買収等がかかってくるので、それを考えると、車道が3メートル3メートル、あと歩道が3メートル3メートルで12メートル、それに路肩の部分をいくらとるか、あと1車線、もしかしたら先々に作れるかどうかというのを検討しますんで、できればもう3メートルの歩道をとって、今後何かあった時にこれを2.5に縮めれば両方で1メートル広がってきます。だから、そういったところで経済的な幅員が確保できる。今言われたとおり、人が通らんところにくら歩道を作っても一緒なんです。だから以前から言っているとおり、幅員を極力狭めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で本所管事務調査を終了いたします。どうもお疲れ様でした。

本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れ様でした。

（散会 14時18分）